指定管理者総括評価シート

1　施設の概要

施設名称	もりおか女性センター	所在地	盛岡市中ノ橋通一丁目１番10号
施設の設置目的・概要	男女共同参画社会の形成に資するため、各種の講座、研修、情報及び交流の場の提供、女性相談事業（配偶者暴力相談支援センター機能を含む）等を行い、及びレクリエーションのための便宜を供与する。		
建物・設備の概要	鉄骨鉄筋コンクリート造６階建地下１階 1・５階【1階延床面積（110㎡）　5階延床面積（699.12㎡）】 起業応援ルーム(1),交流コーナー(1),図書コーナー(1),相談室(3),生活アトリエ(1),子どもの部屋(1),会議室(1),印刷室(1)など	設置年月日	平成12年６月１日開設

2　指定管理者が行う業務等

指定管理者名	特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて	所管課名	男女共同参画推進室
指定期間	平成31年４月１日から令和６年３月31日まで		
指定管理業務の内容	1　女性センターの運営に関すこと ・施設及び設備の使用許可等に関する業務 ・施設等の利用に関する窓口業務 2　女性センターの管理に関すること ・施設の維持管理及び修繕に関する業務 3　男女共同参画の普及、啓発事業の実施に関すること	指定管理料（千円）	R1　62,667 千円 R2　63,465 千円 R3　63,141 千円 R4　63,126 千円 R5　63,126 千円
制度導入によって目指す施設の姿	施設の設置目的である男女共同参画社会を形成するため、男女共同参画推進の啓発活動や各種事業を実施するにあたり、民間の創意工夫やノウハウを活かし、経営の効率化を図り、企画運営の弾力化を高め、市民サービスの向上を目指す。		

3　評価結果

総合評価	AA	令和3年度	令和2年度	平成31年度	
		AA	AA	AA	

施設所管部の評			
管理運営方法の検討			
	指定期間中の導入効果及び課題	導入効果 ・コロナ禍における就労支援や相談事業の拡充など、市民ニーズに沿った柔軟な事業展開が進められているため、利用者から概ね良い評価をいただいている。 ・市HPや広報掲載、SNSなどを活用した必要な情報の周知により、市民の平等使用の確保について高い実績を得ている。 課題 　新型コロナウイルスの影響に伴い、啓発のための講座などの開催がオンライン配信等になったことにより、情報弱者（高齢者層）の参加が少なくなっているため、対面＋オンラインの併用など、幅広い世代の方に参加してもらえるような方法を検討しなければならない。	
	今後の管理運営方法	■　指定管理者制度　　□　直営	
		理由	各種啓発事業や相談事業において、社会環境の変化に対応したテーマ設定や取組みの工夫であったり、関係機関への広報物の配架等による周知活動の工夫に努め、サービスの質の向上が図られている。 　今後も、社会や市民のニーズに柔軟に対応しながら、高い専門性と経験により施設の役割を果たしていくことが必要とされるため、引き続き指定管理者制度を継続することが適当と判断する。

評価	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	□ 延長　■ 公募　□ 非公募（理由：
	所在地に対する団体の条件	■ 市内　□ 制約を設けない（理由：　　）
	管理形態	■ 単館管理　□ 一体管理（施設名及び理由：
	今後の改善点	
	・ホームページの工夫や周知活動の徹底など、情報発信の強化により、世代や地域を超えた利用者の拡大を図る。 ・利用者の少ない事業において、原因の掘り起こしや改善点の見直しを進め、利用者増につながるよう工夫を図る。	
制度担当部の意見		

※評価基準

総合評価	
S	【年度評価】の全てがAA以上かつ、Sが1つ以上である。※1単位内に複数施設がある場合は，1施設ごとにSが1つ以上である。
AA	【年度評価】の全てがA以上である。
A	【年度評価】のA以上が半数以上含まれている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評
B	【年度評価】のBが半数を超えている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評価
C	【年度評価】にCが含まれている。